



市長記者会見

期 日 令和4年7月28日（木）
時 間 午前10時～
場 所 対策室

発表内容

※ 新型コロナウイルスの感染状況と本市の取り組みについて

（保健衛生部、危機対策課）

1 新潟市犯罪被害者等支援条例の施行と新たな支援制度について
（市民生活課）

2 「くろさき茶豆大橋」のプレオープンイベントの開催について

（西部地域土木事務所）



新型コロナウイルスに係るワクチン接種の概況

集計 令和4年7月26日時点

【速報値】

接種対象者ベース

年齢階級	対象人口 A	第4回		第3回		第2回		第1回		
		接種回数 B	接種率 (B/A)	接種回数 C	接種率 (C/A)	接種回数 D	接種率 (D/A)	接種回数 E	接種率 (E/A)	
合計	759,291	46,218		532,394	74.5%	653,554	86.1%	656,800	86.5%	
内 訳	65歳以上	242,000	43,945	15.7%	214,931	88.8%	221,208	91.4%	221,587	91.6%
	60歳～64歳	47,405	1,563		40,970	86.4%	43,810	92.4%	43,858	92.5%
	50歳～59歳	104,658	436		84,595	80.8%	96,145	91.9%	96,296	92.0%
	40歳～49歳	111,439	187		76,203	68.4%	98,188	88.1%	98,411	88.3%
	30歳～39歳	84,480	63		49,960	59.1%	72,048	85.3%	72,291	85.6%
	20歳～29歳	70,863	22		39,620	55.9%	61,094	86.2%	61,377	86.6%
	18歳・19歳	14,155	-		7,548	53.3%	12,484	88.2%	12,523	88.5%
	12歳～17歳	40,000			16,618	41.5%	32,326	80.8%	32,551	81.4%
	5歳～11歳	44,291					8,955	20.2%	10,122	22.9%
	年齢情報なし		2		1,949		7,296		7,784	

- 対象人口（各年齢階級別）は、R3.3月末時点住民基本台帳人口を基にしたR4.3月末時点の推計値。
第1・2回：5歳以上の人759,291人
第3回：12歳以上の人715,000人
第4回：60歳以上の人289,405人、18歳以上で基礎疾患のある人や重症化リスクがあると医師が認める人、医療従事者等および高齢者施設等の従事者。
- 接種回数は、ワクチン接種記録システム（VRS）に基づく実績値。
- 年齢情報なしは、接種者のうち死亡等（転出を除く）により住民票が削除された者の数。

【参考】総人口ベース

	総人口 A'	第4回		第3回		第2回		第1回	
		接種回数 B	接種率 (E/A')	接種回数 C	接種率 (C/A')	接種回数 D	接種率 (D/A')	接種回数 E	接種率 (E/A')
合計	784,774	46,218	5.9%	532,394	67.8%	653,554	83.3%	656,800	83.7%

- 総人口は、首相官邸ホームページで公表している接種回数の統計に合わせ、総務省が公表している令和3年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)のうち、性別及び年齢階級の数字を集計したものを使用。

【問い合わせ先】

新潟市保健衛生部 コロナワクチン接種推進担当課長 明間
電話：025-212-8173（直通）

「新潟市犯罪被害者等支援条例」の施行と新たな支援制度について

○条例の目的 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること。(令和4年8月1日施行)

○新たな支援制度の概要

(1) 目的 条例の規定に基づき、被害者等に対する助成金及び貸付金の制度を新設し、被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに生活の再構築を図るもの。

(2) 対象の犯罪行為

刑法等に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為、かつ、警察に被害が認知された犯罪行為(殺人、傷害など故意の犯罪行為)
※令和4年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象

(3) 対象者

- ① 犯罪被害者の遺族^{※1}
- ② 重傷病^{※2}を負った犯罪被害者
- ③ 重傷病を負った犯罪被害者の家族^{※1}(カウンセリング費用のみ)

※1 配偶者、事実婚関係にある者、パートナーシップの関係にある者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

※2 療養期間が1か月以上で、かつ、入院期間が3日以上(精神疾患の場合は労務に服することができない期間が3日以上)と、医師に診断されたもの

(4) 支援内容

	種別	内容	上限額	対象者
助成金	カウンセリング費用	臨床心理士等によるカウンセリング費用を助成	15万円	①、②、③
	転居費用	従前の住居からの転居費用を助成	20万円	①、②
	貸付金	無利子で資金を貸付け	50万円	①、②

(5) 受付開始 令和4年8月1日から

【参考】犯罪被害者等への助成金及び貸付金制度について

- ・県内では本市が初めての実施となります。
- ・貸付金については、政令市では本市が初めての実施となります。

お問い合わせ先

新潟市 市民生活課 安心・安全推進室 担当：大森、早川

電話：025-226-1113(直通)

新潟市犯罪被害者等支援条例 を制定しました

令和4年8月1日施行

多くの方が犯罪被害について他人事のように考えてしまいがちですが、
誰もがある日突然、犯罪被害にあう可能性があります。
犯罪被害にあわれた方やそのご家族（犯罪被害者等）は、以下のような状況に置かれます。

犯罪被害者等が置かれる状況

直接的被害

- ・生命を奪われる、家族を失う
- ・ケガや障がいを負う
- ・財産を奪われる



生活上の問題

- ・心身への影響
(精神的ショックや身体的不調)
- ・経済的な困窮
(生計維持者を失う、失職・転居など)

二次的被害

- ・周囲の心ない言動等による
精神的苦痛

再被害

- ・加害者からの更なる被害への
不安や恐怖

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため「新潟市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

条例の基本理念

- ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して支援を行います。
- ② 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、その置かれている状況や事情に応じ、適切に支援を行います。
- ③ 犯罪被害者等に係る個人情報への取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して支援を行います。
- ④ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援を途切れることなく提供します。



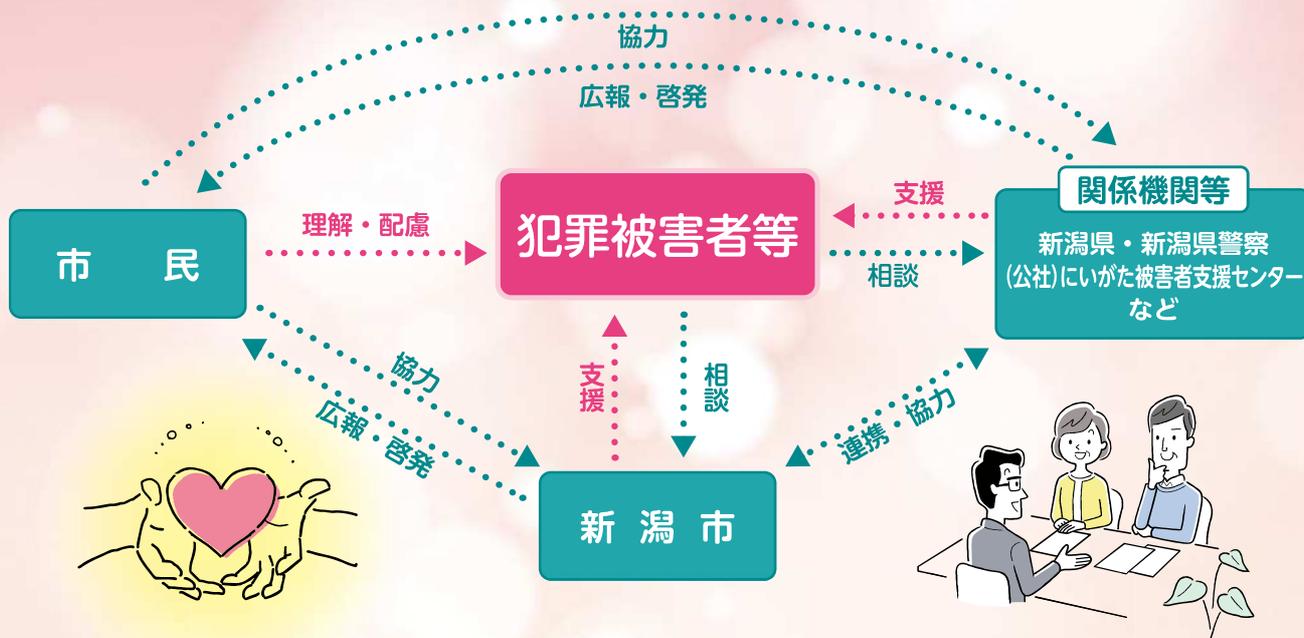
市民の皆様は、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするほか、二次的被害が生じないよう十分配慮するなど、犯罪被害者等の支援にご協力をお願いします。



犯罪被害にあわれた方へ

犯罪被害の軽減及び回復のため、本市をはじめとした関係機関等が連携して支援を行います。
ひとりで悩まず、ご相談ください。

犯罪被害者等支援のしくみ



条例に基づく主な支援施策

1 犯罪被害者等支援総合窓口 (第13条)

犯罪被害にあわれた方などからの相談に対応し、各種支援制度の情報提供や関係機関等を紹介します。

2 カウンセリング費用の助成 (第14条)

犯罪被害による心理的外傷や深刻な精神的不調に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用を助成します。**上限額：15万円**

3 転居費用の助成 (第17条)

犯罪被害により現在の住居に居住できなくなった場合に、新たな住居へ転居するためにかった費用(運送費用、敷金、礼金など)を助成します。**上限額：20万円(1回まで)**

4 見舞金の支給 (第19条)

犯罪被害により亡くなられた方のご遺族や、重傷病を負った被害者本人に対して見舞金を支給します。**遺族見舞金：30万円**
重傷病見舞金：10万円

5 資金の貸付け (第19条)

犯罪被害により資金を必要とする方に対し、無利子で資金を貸し付けます。**上限額：50万円**

※②～⑤は故意の犯罪行為による死亡や重傷病の被害が対象となります。その他要件がありますので、詳細は下記問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ・相談先 **新潟市市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室** (犯罪被害者等支援総合窓口)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 月曜日～金曜日(午前8時30分～午後5時30分) ※祝日・年末年始を除く

電話：025-226-1113 / FAX：025-223-8775 / E-mail：shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

令和4年7月28日
新潟市記者発表資料

「くろさき茶豆大橋」のプレオープンイベント開催

来年春の新潟中央環状線「くろさき茶豆大橋」の開通に先駆け、くろさき茶豆×工事現場がコラボしたプレオープンイベントを開催致します。

会場では、車が通る前の橋を歩いたり、くろさき茶豆が当たるガラポン抽選会や、建設機械の試乗体験など、ご家族で楽しんでもらえるイベントを計画しています。

【イベント概要】

- 日時 令和4年8月27日(土) 下記時間帯で4回開催
(①9:00~10:30、②11:00~12:30、③13:30~15:00、④15:30~17:00)
※事前申し込みが必要。各回40組(1組4人まで)。応募多数の場合は抽選
- 対象 どなたでも申し込み可能(中学生以下は、保護者同伴が必要)
- 会場 西区板井地内(右図参照)
- 申し込み期間 令和4年8月15日まで
- 申し込み方法 くろさき茶豆農商工連携協議会ホームページから

- 橋上での見学
- くろさき茶豆が当たる抽選会
- 建設機械の試乗体験 など。
盛りだくさんでお待ちしています。

くろさき茶豆
SNSキャラクター



「くろちゃま」
です。



問合せ先

(イベント全般について)

土木部西部地域土木事務所
道路整備班1 福田・志田
電話：0256-78-8576(直通)

(お申し込みについて)

西区農政商工課
食と産業振興室 竹中・高橋
電話：025-264-7630

